

議 案 名	富士見市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	市立みずほ台コミュニティセンター長寿命化改修工事による施設名の変更等に伴い、富士見市立コミュニティセンター条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	1 別表第1 関係 長寿命化改修工事に伴い施設名が変更になったため、施設名に係る別表第1 を一部改正するものです。 2 別表第2 関係 施設名の変更や新設される部屋の使用料の見直しに伴い、使用料に係る別表第2 を一部改正するものです。
施 行 日 等	施行日 令和9年4月1日 準備行為 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

富士見市立コミュニティセンター条例（昭和55年条例第14号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	施設名	区分	施設名
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	アクティブルーム、多目的室、第1集会室、第2集会室、第3集会室_____、和室、創作活動室、多世代交流コーナー、幼児プレイルーム、コミュニティルーム、学習コーナーその他共用施設	富士見市立みずほ台コミュニティセンター	プレイルーム_____、第1集会室、第2集会室、第3集会室、 <u>美術室</u> 、 <u>読書室</u> 、和室、談話室、談話コーナー
			_____その他共用施設
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
センター名	施設名	区分	使用料
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	<u>アクティブルーム</u>	午前	1,000円
		午後	1,400円
		夜間	1,400円
	<u>多目的室</u>	午前	<u>700円</u>
		午後	<u>1,000円</u>
		夜間	<u>1,000円</u>
	_____	_____	_____
		_____	_____
		_____	_____
	第1集会室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円
センター名	施設名	区分	使用料
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	<u>プレイルーム</u>	午前	1,000円
		午後	1,400円
		夜間	1,400円
	<u>美術室</u>	午前	<u>600円</u>
		午後	<u>900円</u>
		夜間	<u>900円</u>
	<u>談話室</u>	午前	<u>400円</u>
		午後	<u>500円</u>
		夜間	<u>500円</u>
	第1集会室	午前	400円
		午後	600円
		夜間	600円

第2集会室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円
第3集会室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円
和室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円
<u>創作活動室</u>	<u>午前</u>	<u>300円</u>
	<u>午後</u>	<u>400円</u>
	<u>夜間</u>	<u>400円</u>

第2集会室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円
第3集会室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円
和室	午前	300円
	午後	500円
	夜間	500円